

## 一般社団法人日本消化器がん検診学会中国四国支部会則

制定：平成25年1月11日

改正：平成25年12月14日、平成29年12月9日、令和2年4月1日

### (適用)

第1条 この会則は一般社団法人日本消化器がん検診学会(以下「本学会」という)の定款第3条に定める中国四国支部(以下、「支部」という)の運営に関して必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 支部は、本学会の設立趣旨に則り、中国四国地域における会員の教育、研修の促進を図り、広く社会に貢献することを目的とする。

### (事業)

第3条 支部はその細則第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年度毎の支部主催学術集会(以下、「地方会」という)の開催
2. 支部会員を対象とした教育研修会の開催
3. その他、支部の目的達成に必要な事業

### (支部会員)

第4条 支部の会員は本学会定款第6条により本学会に登録された名誉会員・功勞会員・正会員、一般会員のうち、中国四国地域に在住するものとする。  
2 本学会を退会することにより、支部会員の資格を失う。

### (支部役員)

第5条 支部には、次の役員をおく。

1. 支部長 1名
2. 監事 1～2名
3. 幹事 若干名

### (支部役員選出)

第6条 支部の役員選出方法は別に定める。

### (事務局)

第7条 支部はその運営のために支部事務局をおく。  
2 支部事務局は支部長の指定する施設におくことができる。

### (支部の運営経費)

第8条 支部の運営経費は次のものとする。  
1. 本学会からの助成金  
2. 支部通信費(必要に応じ徴収できる)  
3. 地方会・研修会など事業毎の参加費  
4. 協賛金・広告料・展示料・寄附金  
5. その他

### (運営組織)

第9条 支部は、支部活動に必要な幹事会をおく。  
2 支部幹事会は、支部長 1名ほか、支部の役員で構成する。

### (幹事会)

第10条 支部幹事会の議長は、支部長がこれに当る。  
2 毎年1回以上開催し、支部長が召集する。  
3 支部幹事会は次にあげる支部運営に関わる諸事項を審議し、事業遂行の役割を分担する。  
1) 支部長からの諮問事項

- 2) 事業報告および会計報告
- 3) 事業計画および予算
- 4) その他、必要と認めた事項
- 4 幹事会の議事は出席者の過半数の賛同によって決定する。
- 5 支部長は緊急又は特別な事情等により支部役員の招集が困難と判断したときは、郵便その他の通信手段を用いて書面審議(持ち回り審議)として幹事会を開催することができる。

(会計年度)

第11条 支部の会計年度および事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

(学術集会)

第12条 支部が開催する地方会には、企画運営の責任者として地方会会長をおく。

- 2 地方会会長は、支部幹事会で選任する。
- 3 地方会会長は収支予算・決算書を支部長に指定の期日迄に提出し、本部へ報告しなければならない。
- 4 本学会の会員は、地方会にて学術発表することができる。

(教育研修会他)

第13条 支部は医師・検診従事者を対象とした研修会を開催する。

- 2 支部で行った各種研修会の収支は本部に報告しなければならない。

(委員会)

第14条 支部に次の委員会をおく。

1. 放射線研修委員会
2. 超音波研修委員会
- 2 委員会の代表は支部長が委嘱する。

(顧問)

第15条 支部に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、支部の重要な事項について支部長の諮問に応じる。
- 3 顧問の選出方法は別に定める。

(補則)

第16条 この会則に定める事項のほか、支部運営に必要な事項は支部内規として支部が別に定めることができる。

(会則の変更)

第17条 この会則の変更は幹事会の議により変更、廃止することができる。ただし、本学会理事会の承認を得ることとする。

附則(平成25年4月1日)

この会則は平成25年4月1日から施行する。

附則(平成25年12月14日)

この会則は平成25年12月14日から施行する。

附則(平成29年12月9日)

この会則は平成29年12月9日から施行する。

附則(令和2年4月1日)

この会則は令和2年4月1日から施行する。

一般社団法人日本消化器がん検診学会中国四国支部役員選出に関する申し合わせ

制定：平成25年1月11日

改正：平成25年12月14日、平成29年12月9日、令和6年11月9日

○支部役員

- ・支部役員とは、支部会則第5条により支部長、監事、幹事とする。

○支部長（1名）

- ・支部長は幹事会で選出され、本学会理事会の議を経て、日本消化器がん検診学会理事長より委嘱される。
- ・任期2年（幹事会の次年度の4月1日から、次次年度3月末日まで）とし、再任を妨げない。

○名誉幹事

- ・（1）支部役員または地方会会長を務め、特に功労のあった者、または、（2）本部名誉会員ならびに本部功労会員、または（3）支部の運営に特段の功績があったと見做される者で、支部役員の推薦を経て、幹事会で選出される。
- ・名誉幹事は、幹事会に出席し、意見を述べることができる。
- ・名誉幹事は、役員会としての決議には加わらない。

○幹事

- ・中国四国地区に在住する日本消化器がん検診学会会員の中で、支部長が適任と認めた者とする。
- ・幹事は支部長を補佐し、本会の運営にあたる。
- ・任期2年（幹事会の次年度の4月1日から、次次年度の3月末日）とし、再任を妨げない。
- ・会員歴5年以上で、支部幹事の推薦にて、幹事会での承認にて幹事の資格を得る。2025年4月以降の新規就任または任期更新後、連続2期4年間、特別な理由なく幹事会への出席がない場合には幹事の資格を喪失する。

○県代表幹事

- ・支部幹事の中で各県を代表する立場の者として、支部長が適任と認めた者とし、各県2名以内とする。
- ・また、別に支部長が必要と認めた者を加えることができる。

○監事（下記基準で2名）

- ・監事は幹事の中より支部長が推薦し、幹事会の承認をうるものとする。
- ・任期2年（幹事会の次年度の4月1日から、次次年度3月末日まで）とし、再任を妨げない。

○支部役員任期と定年について

- ・定年は68歳とし、任期中に68歳を超える者は、任期中は継続するが、任期を更新しない。

○顧問

- ・中国四国地区に在住する日本消化器がん検診学会会員の中で、支部長が適任と認めた者とする。
- ・顧問は、県代表幹事会、幹事会への出席し、意見を述べることができる。
- ・顧問は、役員会としての決議には加わらない。
- ・顧問の任期は支部長と同じ期間とする。再任を妨げない。

○あり方委員会

- ・幹事の中から、支部長が適任と認めた若干名を委員とし、1名を委員長に選出する。任期は特に定めないが、幹事の定年をもってその職を解く。
- ・あり方委員会では、支部長の要請により、中国四国支部の重要な課題について原案を作成する。

○県代表幹事会

- ・原則、地方会前日に県代表幹事会を開催する。
- ・県代表幹事会の出席は支部長、監事、県代表幹事、地方会会長、事務局である。
- ・支部長が必要と認めたものも出席できるが、決議には加わらない。
- ・幹事会で審議を行う事項のうち、支部長があらかじめ県代表幹事会で審議が必要と判断した重要事項（例えば、次期支部長、支部例会・会長の選出、会則の変更、など）について審議を行う。

○幹事会

- ・地方会当日に幹事会を開催する。
- ・幹事会への出席は支部役員（支部長、監事、幹事）、名誉幹事ならびに、地方会会長、事務局とする。
- ・幹事会での決議権は支部役員（支部長、監事、幹事）が持つ。

・支部長が必要と認めたものも出席できるが、決議には加わらない。

<参考：本部の定款>

(会員)

第6条 この法人の会員の種別は、つぎのとおりとし、会費は理事会、代議員会の議決を経て、細則に定めるものとする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同する医師及び別途細則に定める条件を満たした一般会員とする。

(2) 一般会員

この法人の目的に賛同する医師以外の個人会員とする。ただし、正会員となった一般会員は除くこととする。

(3) 名誉会員

原則として理事または監事・学術集会会長を務め、特に功労のあった者のなかから代議員会の議決をもって推薦された者

(4) 功労会員

原則として支部長または10年以上代議員として活躍し特に功労のあった者のなかから代議員会の議決をもって推薦された者

7 代議員は再任を妨げないが、満68歳に達したものは、その後に到来する代議員選挙終了日でその資格を失う。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。